

林野火災警報・注意報が新設！

令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した林野火災は昭和39年以降で最大の林野火災となりました。その後も全国各地で大規模な林野火災が相次いで発生し、多くの森林が焼失しています。

そこで、林野火災予防を目的に、令和8年1月1日から林野火災警報・注意報を新設します。

林野火災警報・注意報発令中は火の使用に制限が設けられ、警報発令中は、これに違反すると30万円以下の罰金又は拘留に処することが消防法で定められています。



大船渡市で発生した林野火災



岡山県で発生した林野火災

発令基準

【林野火災注意報】

次のいずれかに該当する場合

- 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下
- 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、乾燥注意報が発令

【林野火災警報】

- 林野火災注意報の発令に加え、強風注意報が発令

火の使用制限

- 1 山林、原野等で立木、雑草等の焼却や喫煙をしないこと
- 2 花火等をしないこと
- 3 屋外で、火遊びやたき火をしないこと
- 4 屋外で、引火性の物品や可燃物付近で喫煙をしないこと
- 5 たばこの吸殻を含む残り火等を始末すること

注意報・警報発令時は、西はりま消防組合ホームページに掲載します。

お問い合わせ先

西はりま消防本部

〒671-1692

兵庫県たつの市揖保川町正條 279 番地1

TEL:0791-76-7121(担当:警防課)

- ・相生消防署 0791-23-7119(担当:警防係)
- ・たつの消防署 0791-63-3511(　〃　)
- ・宍粟消防署 0790-62-0119(　〃　)
- ・太子消防署 079-276-1191(　〃　)
- ・佐用消防署 0790-82-3872(　〃　)